

申請書記入（作成）要領

① 主たる生計維持者の状況が別紙案内の減免対象であることをご確認ください。

※主たる生計維持者とは？

基本的に**住民票の世帯主**です。ただし、同一世帯内で一番収入が高い人である場合もあります。

② 「高槻市国民健康保険料減免申請書」を以下1～4のとおりご記入ください。

（例：主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響で営業収入が減少した場合）

様式第13号(第23条関係)

受付番号

記入例

高槻市国民健康保険料減免申請書

(宛先) 高槻市長

納付義務者 (世帯主)

住所 高槻市 桃園町2番1号

氏名 高槻 太郎 昭和 平成 西暦 23 年 1 月 1 日生

電話番号 090-****-****

令和 3 年 6 月 28 日

以下の理由により、保険料を負担することが困難であるため、高槻市国民健康保険条例第26条第3項の規定により、令和3年度の対象国民健康保険料の減額 免除を受けたいので、次のとおり申請します。

納入通知書番号 (被保険者証の氏名の上の番号7桁を記入してください。)

1 2 3 - 4 5 6 - 7

減額又は免除を受けようとする理由

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったため

主たる生計維持者の死亡

主たる生計維持者が重篤な傷病を負った

➡ **A** を提出

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入(営業・農業)、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが10分の3以上減少する見込みのため

営業日数等の減少や休業等による収入減少

事業等の廃止、失業による収入減少

➡ **B** を提出

➡ **B**、**C** を提出

※雇用保険の「特定受給資格者」「特定理由離職者」(会社都合退職)に対する軽減制度の対象となる方については、給与収入の減少は今回の減免の対象となりません。(ただし、給与収入以外の事業収入等の減少がある方は、今回の減免の対象となります。)

※A～Cの必要書類が添付されていない場合は、申請が受付できず一旦ご返却させていただくことがあります。

※申請書の提出は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から**郵送提出**をお願いします。

※申請書作成にあたってご不明な点は、国民健康保険課(072-674-7081)までお問合せください。

(新型コロナウイルスの影響による保険料減免専用回線のため、当該減免以外のお問合せはご遠慮ください。)

高槻市処理欄									
受付日	3/10	単月	対象所得	年度	枝番	11期	可否	重複	バッチ・手処
			事業 不動産 山林 給与	3	-			所・低・F	バッチ・手
			主	1円以上	1000万以下	400万未満	特徴		
備考									

1. 申請書を作成した日
(当日付に関わらず、申請日は市役所で書類を受付した日となります)

2. 住所：住民票の住所
氏名：世帯主の氏名
生年月日：世帯主の生年月日
電話：日中連絡の取れる番号
(携帯電話可)

3. 納入通知書番号
(被保険者証の番号7桁を記入してください)

大阪府 国民健康保険 被保険者証

有効期限 令和 3年 10月 31日

記号 高国 番号 123-456-7 (枝番)01

氏名 高槻 太郎

生年月日 昭和23年 1月 1日 性別 男

適用開始年月日 平成 2年 2月 2日

交付年月日 令和 2年 11月 1日 交付年月日前有効

世帯主氏名 高槻 太郎

住所 高槻市桃園町2番1号

保険者番号 270082 電話 072-674-7075 交付者名 高槻市 印

4. 申請理由のいずれかと、該当する状況のいずれかをそれぞれレ点チェック
各事由に応じて **A～C** の各書類を準備してください。(裏面(次頁)参照)

③以降は裏面参照

申請書作成にあたって不明な点があれば電話でお問合せください

高槻市国民健康保険課 072-674-7081

※ 多数の問合せが予想され繋がりにくくなる可能性がございますので、予めご了承ください。
※ 新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免手続き以外のことは、各担当窓口へ直接お問合せをお願いします。

③ A～Cの各書類のうち、提出が必要なものについてのみ記入や必要書類を貼付してください。

A に該当する場合のみ以下記入・提出が必要です。

記入例

①主たる生計維持者
※基本的に世帯主が主たる生計維持者となります。

(フリガナ) タカツキ タロウ
氏名: 高槻 太郎

②添付書類をのりづけ箇所に貼付

< 添付書類 (例) >

医師の診断書(コピー)など

— 新型コロナウイルス感染症に感染していたことがわかるとあります
— 重篤な傷病を負った場合、治療や入院期間が長期(概ね1か月以上)であったことがわかるとあります

1. 主たる生計維持者の氏名
2. <添付書類(例)>で必要となる書類を確認し、医師の診断書(コピー)をのりづけ箇所に貼付

1. 主たる生計維持者の氏名
2. 10分の3以上減少する事業収入
(例) 営業収入が減少している場合
 - I** 確定申告書(第一表)や保管している売上帳簿等より令和2年中収入実績を転記
 - II** 令和3年中の収入見込みを記入
(令和3年1月から申請時点までの実績) + (申請以降12月までの見込み)

計算した結果、収入の減少率が30%以上であればレ点チェック
3. 保険金・損害賠償金があればその金額(受け取りがない場合は記入不要)
4. 受け取りがある場合のみ、令和3年中の収入見込みに含め、収入の減少率の再確認を行う。減少率が30%以上であればレ点チェック
5. <添付書類(例)>で必要となる書類を確認し、裏面ののりづけ箇所に収入の証明書類(コピー)を貼付

B に該当する場合のみ以下記入・提出が必要です。

記入例

事業収入等の状況申告書

国民健康保険料減免申請に係る主たる生計維持者の収入状況について、次のとおり申告します。

①主たる生計維持者
※基本的に世帯主が主たる生計維持者となります。

(フリガナ) タカツキ タロウ
氏名: 高槻 太郎

②主たる生計維持者について、「10分の3以上減少が見込まれる事業収入等」の収入見込みなど
※所得ではなく収入金額です。事業収入の場合、仕入れ、経費等を差し引く前の「売上」をご記入ください。

事業収入等の種類	I 令和2年中の収入(実績) ※10分の3以上減少する収入のみ記入してください。	II 令和3年中の収入(見込み) (令和3年1月から申請時点までの実績) + (申請以降12月までの見込み)	III 収入の減少率 [1 - (II ÷ I)] × 100] ≥ 30%
給与	円	円	<input type="checkbox"/> 30%以上
事業(営業・農業の合計)	2,405,380円	1,500,000円	<input checked="" type="checkbox"/> 30%以上
不動産	円	円	<input type="checkbox"/> 30%以上
山林	円	円	<input type="checkbox"/> 30%以上

③令和3年中の収入の減少に伴い、民間の保険会社等から支払われた保険金等(該当する場合のみ記入)

IV 保険金・損害賠償金額	V を加算した令和3年中の収入 (II + IV)	VI 収入の減少率の再確認 [1 - (V ÷ I)] × 100] ≥ 30%
円	円	<input type="checkbox"/> 0%以上

④「10分の3以上減少が見込まれる事業収入等」を証明する書類(コピー)を裏面貼付

< 添付書類 (例) >

- ① I を証明する書類 → 令和2年の収入がわかる確定申告書(控)などのコピー
(給与収入の場合は、書類(コピー)の添付を省略することができます。)
- ② II を証明する書類 → 令和3年1月から12月の給与明細書、売上帳簿などのコピー(1か月分)
(明細書がない場合、収入額がわかる通帳の該当部分なども可能です。)
- ③ IV を証明する書類 → 受取金額がわかる保険会社からの支払通知書などのコピー

1. 主たる生計維持者の氏名
2. <添付書類(例)>で必要となる書類を確認し、該当する書類(コピー)を左部ののりづけ箇所に貼付
3. 退職日を証明する書類がない場合、退職(廃業)日・事業所名(勤務先名)などを記入(証明書を添付する場合は、記入不要)

C に該当する場合のみ以下記入・提出が必要です。

記入例

①主たる生計維持者
※基本的に世帯主が主たる生計維持者となります。

(フリガナ) タカツキ タロウ
氏名: 高槻 太郎

②事業廃止や失業したことがわかる以下の書類(コピー)を添付

< 添付書類 (例) >

失業・退職の場合 → 退職証明書、雇用保険受給資格者証などのコピー(退職日や退職者氏名がわかるもの)

事業の廃止の場合 → 個人事業の廃業等届出書などのコピー(税務署提出済で受付印のあるもの)

添付書類が用意できない場合は以下の欄に記入してください。
(必要に応じて追加確認や提出を求められます。)

退職日(廃業日) 令和 年 月 日 事業所名(屋号等)

- ④ 記入漏れや書類添付漏れがないか確認してください。
- ⑤ 「高槻市国民健康保険料減免申請書」「A～Cの提出対象書類」を封筒に入れてください。
- ⑥ 〒569-8790 高槻市桃園町2番1号 高槻市役所国民健康保険課資格賦課チーム国民健康保険料減免担当へ書類を郵送してください。
- ⑦ 結果は8月の本算定後にご自宅へ郵送します。多数の申請が予想されるため、2～3か月程度かかる場合があります。また、不備や確認が必要となった場合、記載の連絡先への電話や書類を一旦返却することがあります。